

新潟県社会福祉協議会表彰規程改正の概要

複雑な現行の表彰区分を統合・簡素化し、分かりやすい表彰制度とする。

I 変更後の表彰区分

- 1 民生委員児童委員表彰 在職15年以上の功績顕著な現職委員
- 2 社会福祉団体役員表彰 在職15年以上の福祉施設、社会福祉協議会、福祉団体等の功績顕著な現職役員
- 3 社会福祉活動優良団体表彰 10年以上優良な活動を継続している団体
- 4 社会福祉活動表彰 10年以上優良な活動を継続している個人
- 5 社会福祉事業協力表彰 5年以上福祉活動を継続している功績顕著な企業等
- 6 永年勤続表彰 在職30年以上の福祉施設、社会福祉協議会、福祉団体等の現職職員
- 7 特別表彰(各法5周年記念) 各法に関する功績顕著な当事者団体

II 主な変更点

- 1 特別表彰における在職期間の短縮措置を廃止した。
- 2 福祉施設、福祉団体、社会福祉協議会の役職員について、「役員」と「職員」の表彰区分を分離した。
- 3 「感謝」及び「その他特別表彰(君記念表彰)」を廃止し、これらの表彰区分に該当する団体、個人の表彰区分を新たに設けた。

III 具体的な変更内容

【平年度表彰】

- 1 民生委員児童委員功績表彰 《在職期間 15 年以上で功績顕著な現職》



・ 「1 民生委員児童委員表彰」とし、要件は変更なし

- 2 社会福祉施設役職員功績表彰
《在職期間が役員(民間)15年以上、職員(公立は現業従事者)20年以上の功績顕著な現職》
- 3 社会福祉協議会・民間社会福祉団体等役職員功績表彰
《在職期間が役員15年以上、職員20年以上の功績顕著な現職》



・ 2及び3を統合して「2 社会福祉団体役員表彰」とする
・ 対象は福祉施設、種別団体、社協等の「役員」とし、職員は対象としない

4 社会福祉施設・団体優良活動表彰

《その目的とする事業の活動が優秀で、10年以上継続されているもの》

5 感謝（社会福祉事業協助者）

《社会福祉事業に積極的に協力し、功績顕著な個人・団体》

6 その他特別表彰（君記念）

《高齢福祉活動、奉仕活動等に尽力し、高齢福祉の向上に寄与した個人・団体》



- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 4、5及び6を統合整理し、個人と団体の2区分とする団体「3 社会福祉活動優良団体表彰」個人「4 社会福祉活動者表彰」 |
|--|

7 社会福祉事業推進協力者表彰（推薦者は県社協会長）

《5年以上に渡って社会福祉事業に積極的に取り組み、功績顕著な個人、団体、企業》



- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 「5 社会福祉事業協力表彰」とし、個人は対象としない |
|---|

8 永年勤続功労表彰

《在職期間が30年以上で、現職の民生委員児童委員、社会福祉施設、社協、団体の役職員》



- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 「6 永年勤続表彰」とする・ 対象は福祉施設、種別団体、社協等の「職員」とし、民生委員児童委員及び役員は対象としない |
|---|

【特別表彰】

1 民生委員児童委員功労表彰

民生委員制度創設記念5周年毎；会長9年、一般12年

2 社会福祉施設役職員功労表彰

老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法
施行5周年毎に関係福祉施設の役職員の在職期間を短縮して表彰

3 社会福祉協議会・民間社会福祉団体等役職員功労表彰

老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法、社会福祉法、
共同募金制度施行5周年毎に関係福祉団体の役職員の在職期間を短縮して表彰

4 永年勤続表彰

5周年毎の関係施設・団体の役職員について、勤続期間を短縮して表彰



- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 各法5周年ごとの関係福祉団体役職員の在職期間の短縮措置を全て廃止する |
|---|

5 その他特別表彰

社会福祉法、共同募金制度施行5周年毎に、「地域福祉・在宅福祉サービス推進事業」を10年以上継続している優良な団体・個人を表彰



・平年度表彰の「3 社会福祉活動優良団体表彰」又は「4 社会福祉活動者表彰」として継続する

6 社会福祉施設・団体優良活動表彰

各法5周年ごとに次の団体を表彰する。

老人福祉法	20年以上活発に活動している市町村老人クラブ連合会
身体障害者福祉法	20年以上活発に活動している市町村身体障害者団体連合会
知的障害者福祉法	20年以上活発に活動している市町村手をつなぐ育成会等
母子及び寡婦福祉法	20年以上活発に活動している市町村母子寡婦福祉連合会



- ・名称を平年度表彰の「**7 特別表彰**」として継続する
- ・対象は**市町村の区域以上を活動範囲とする当事者団体**とする
- ・被表彰団体は下記のとおり、従来よりも幅広く対象とする
- ・活動期間の条件を「**10年以上**」に短縮する
- ・**精神障害者福祉法(s25.5.1施行)を追加する**

老人福祉法	市町村老人クラブ連合会 認知症高齢者(家族)の会【新規】 ひとり暮らし高齢者の会【新規】 要援護高齢者(家族・支援者)の会【新規】
児童福祉法	子育て家庭の会【新規】
民生委員制度	市町村民生委員児童委員協議会【新規】
精神障害者福祉法【新規】	精神障害者(家族)の会【新規】
身体障害者福祉法	市町村身体障害者団体連合会 身体障害児・者(家族)の会【新規】
知的障害者福祉法	市町村手をつなぐ育成会 知的障害児・者(家族)の会【新規】
母子寡婦福祉法	市町村母子寡婦福祉連合会 ひとり親(母子・父子)家庭の会【新規】